

# 恵庭市不動産流通サポート事業 説明書(不動産所有者向け)

## ◎事業の利用を希望される方は必ずお読みください。

### 目的

本事業は、お持ちの不動産について悩みがあり「どうしたら良いかわからない」という方を対象に、恵庭市が「皆様が抱えている不動産に関する課題解決」のきっかけづくりをするために“市に登録をしている不動産事業者”（以下、「登録事業者」する）との橋渡しをするものです。

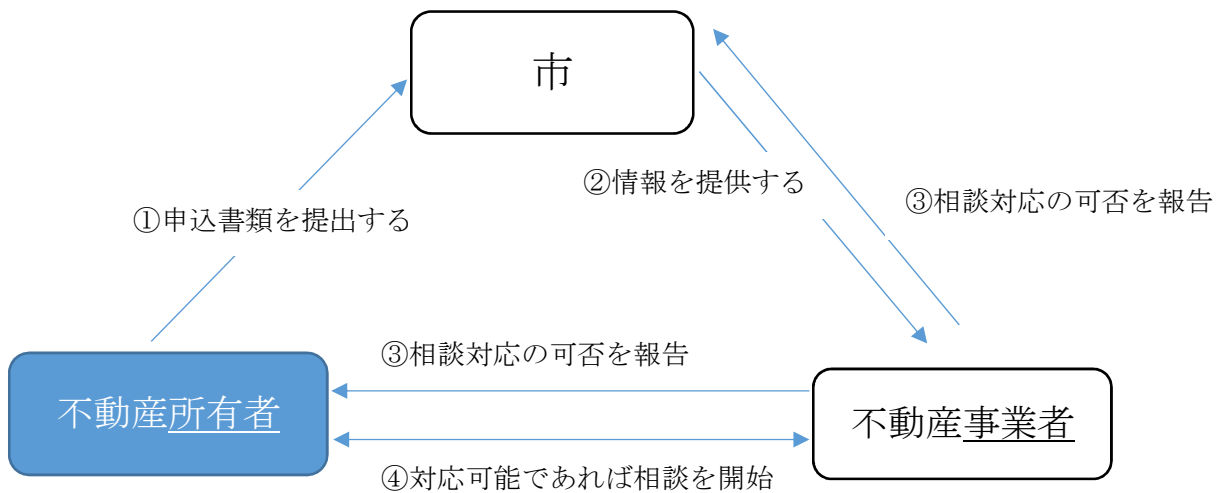
### 概要

#### (1) 制度の流れ

- ①本事業の利用を希望する場合、情報提供をしたい登録事業者を名簿から選択し、「恵庭市不動産流通サポート事業利用申込書兼個人情報提供外部提供同意書」（以下、申込書とする。）を市へ提出してください。
- ②名簿で選択した登録事業者に市から申込書記載の情報を提供します。
- ③登録事業者は、情報を基に相談対応が可能かどうか検討し、相談対応ができるかなど市を介さずに直接連絡します。
- ④対応ができる場合、お持ちの不動産に関する相談を開始します。

約  
1  
週間

約  
1  
週間



#### (2) 対象者

市街化区域内に「戸建住宅（事業用を除く）」「空き地」のいずれかを所有する個人となります。

#### (3) 登録事業者による利益侵害の防止

登録事業者は、関係する法令等を遵守し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の適切な管理に努め、本事業誠意をもって取り組むことを誓約しています。

なお、登録事業者の対応に、不安や疑問がある場合には市へご連絡をください。

#### (4) 登録事業者からの提案

登録事業者は、市を介さずに不動産の売却や賃貸、管理など（以下、「利活用」とする。）に関する提案等を行います。

(5) 費用

市を介した登録事業者への情報提供は無料です。

ただし、登録事業者から提案の中には、内容に応じ費用が発生するものが含まれることがあります。その場合、登録事業者は、不動産所有者へあらかじめその内容や費用の詳細を説明することとしております。

(6) 当事者間の紛争

登録事業者との相談・契約等に市は関与しません。紛争が生じた場合は当事者間で解決願います。

提出書類

「恵庭市不動産流通サポート利用申込書兼個人情報提供外部提供同意書」（様式第6号）

留意事項

本事業は、不動産に関する悩みや課題などの解決を、保証するものではありません。また、情報提供を行って頂いても、必ずしも登録事業者が取り扱うことができるとは限りません。

所 管

本事業は、恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課が所管しています。

以上のことをご理解の上、お申し込みください。

【お問合せ先】

住 所 恵庭市京町1番地

担当課 恵庭市企画振興部  
まちづくり拠点整備室  
まちづくり推進課

電 話 0123-33-3131 (内 2333、2334)

F A X 0123-33-3137